時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千六百六號
明治廿三年三月廿七日 木曜日（丁未）
舊暦庚寅二月七日
日出午前五時三十七分 日入午後五時五十七分 月出午前九時三十八分 月入午後 滿潮午前九時二十三分 滿潮午後九時四十三分
（西暦一千八百九十年）

大演習實況報道委員派員

本月三十日より第三師管下に於て海陸聯合**大演習**の施行あるに付本社は**特派委員數名**を要所々々に派出して其實況を詳細に讀者に報道す可し

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料共左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社より直接に郵便にて發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ずる場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

兵備の足らざるを憾む勿れ

我輩が前號の紙上に陳べたる如く今度の陸海軍演習は未曾有の大演習にして取分け天皇陛下にも行幸あらせられ親しく統監せらるゝその御事なれば軍士の奮勵も亦一層なるべく由て以て軍事上の智識を得、軍氣を作興すべきは勿論併せて全國の士風を鼓舞し又威を四隣に示して直接間接の利益を見るべし誠に近來の一大盛事なれば國民は何れも我が軍隊の威勢を喜び我が國權を維持し擴張するの劍楯として重く依賴を置くみとならん我輩も亦傍より何となく勇ましきを覺えて赫々たる國光を戴くの心地する者なれども心を靜めて倩々世界の大勢を察するときは所謂弱肉强食優勝劣敗の活劇にして今みそ鷄犬相和するの樂天地あれ一朝機を失へば何時如何なる妖氣の充積せんも知る可らず而して其强なるものを數ふれば先づ歐洲の諸大國に指を屈し其弱なるものを舉ぐれば東洋の諸小國なるべし蓋し日本は國小なりと雖も其綱紀制度と云ひ國民の元氣と云ひ自ら東洋出色の譽ありて他の凌侮を甘んずる者に非されども今の戰爭は機械的にして機械の整否大小は即ち强弱勝敗の由て分るゝ所なり假令へ三軍の士氣勃焉として飛騰すと雖も徒手空拳を揮ふて砲彈劍戟に當る可らざるみと數の爭ひ難き所なれば今若し我が軍備を以て之を彼の英佛獨露諸國と比較するに其相距るみと實に少小ならず試みに一見したる所にては庶幾くは以て我が國權を維持するとを得べき歟あれども更に之を伸張せんとするに至ては我輩の容易に知り得る所にして遺憾ながら世界强國の地位に立たざるを得ず其然る所以は何處にあるやと推究するに主として軍器の不充分あるに非ざるはなし而して其軍器の不充分ある所以は畢竟民力の缺乏せるが故にあらざるはなし我國の陸海軍は其軍事上の智識と云ひ又報國の忠勇と云ひ決して諸外國に讓るものに非ざるみと此の知しと雖も唯資力意の如くならざるが爲めに充分の爪牙を磨くみと能はずして未だ國光を煥發するに至らずとすれば愛國の志に富む人民たる者が爭で之を供給するの策なくして可ならんや抑も金の力の偉大なるみとは今更申すまでもなけれども現に米國の如きは平常軍備に力を用ひずして而も能く其國威を伸揚するものは國の資力裕にして國庫常に充實するが故に事あれば何時にても軍艦兵員一切を傭使するに差支なければなり日本今日の現狀にては思ひも寄らざる所にして我輩は其甚だ相似ざるに赤面せざるを得ず或は是れは米國の事にして例外とするも金力の効能は彼の香港に於て之を見るべし世人も知る如く同地は曾て英國に略取せられ其領地となりしが支那人の堅忍不拔なる其後追々金を以て香港の地面を買取り今は殆んど支那人の所有に歸して英國は唯その支配權を握るのみなれば恰も支那人は英國の役人を雇入れたる樣のものにて西洋警察の保護は中々に行屆きて滿足あり拚氣樂なる事を申居るよし弱兵を以て文明の利器に抗し其戰爭に打負かされて國土を割讓するに至りたるは誠に不面目の極あれども暫く時節の到來を俟ちて其間着々金を以て買戻すとは支那人の腕前天晴れありと云はざる可らず日本國民は此點に於て果して讓る所なかるべきや外國をして侵すみと能はざらしむるも金の力なり、侵されて後みれを回復するも亦金の力なり既に富力の充滿する上は國勢を振作するも固より容易なるべきのみ今や歐洲の諸强國は虎視眈々として其眼光を東洋に注がんとせりザルク氏の前言空しからずして妖雲殺氣漸く東天を獲ふの憾なきに非されば今の我が國民たるものは夜を日に繼いでも營利の道を求め陸海の軍備を整頓して之を世界の最銳となし强國に並列するの工風なかる可らざるは勿論政府に於ても大に勤儉の實を舉げ朝野共々に力を吝む可らざるものあり偶々大演習の盛事を聞くにつけ所感を記すみと爾り

官報

〇勅令第四十三號　昨日の本欄にある勅令第四十三號第七行改めは改めの誤又其下に訓導ノ左高等師範學校ノ上ニ「女子」ノ二字ヲ加フの二十一字を脫すと昨日の官報に是正せり

朕師團司令部條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年三月二十五日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第四十五號

師團司令部條例中左ノ通改正ス

第六條ノ次ヘ左ノ一條ヲ追加シ第七條ヲ第八條トシ以下逐條繰下ク

第七條　師團長ハ軍隊給養及會計ニ關スル出師準備ノ事項ニ付テハ師團監督部長ヲシテ監督ニ命令スルノ權ヲ有ス

第十一條中「四監督部」ヲ削除シ軍醫部ヲ四獸醫部ヲ五トス

第十三條中「法官部理事監督部長軍醫長獸醫長」トアルヲ「法官部理事軍醫長獸醫長及師團監督部長タル監督」ニ改ム

（師團司令部職官表略ス）

朕近衞條例ヲ廢シ近衞司令部條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年三月二十五日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第四十六號

近衞司令部條例

第一條　都督ハ大中將ヲ以テ之ニ補シ直ニ　天皇陛下ニ隷シ近衞諸隊ヲ統率シ軍事ニ係ル諸件ヲ總理ス〇第二條　都督ハ主トシテ輦下ノ護衞ニ任ス其他地方ニ係ル事件及裁判事件ヲ除クノ外其職務權限ハ師團長ト異ナルコトナク總テ師團司令部條例ノ規定ニ依ル〇第三條　近衞司令部ハ左ノ諸部ヨリ成ル「參謀部」二　副官部」三　軍醫部」四　獸醫部〇第四條　師團司令部條例第十三條及第十四條ハ近衞司令部ニ於テモ亦適用ス

（近衞司令部職官表略ス）

朕陸軍教導團條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年三月二十五日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第四十七號

陸軍教導團條例

第一條　陸軍教導團ハ華士族平民中歩兵騎兵野戰砲兵工兵輜重兵科下士ニ出身志願ノ者ヲ撰拔シ生徒ト爲シ下士タルニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス〇第二條　毎年採用ス可キ生徒ノ人員ハ其時々陸軍大臣之ヲ定メ監軍ニ移ス〇第三條　本團ニ本部、歩兵、騎兵、野戰砲兵、工兵、輜重兵科ノ生徒隊並病院ヲ置ク〇第四條　本團ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

團長　副官　病院長　生徒隊長　隊附士官　歩兵、砲兵生徒隊副官　軍吏　軍醫　藥劑官　獸醫

歩兵大佐若クハ歩兵中佐　大尉　中尉　二等軍醫　少佐　大尉　大尉　中尉　中尉

一人　一人　一人　一人　一人　三人　四人　二十人　二人　六人　八人　一人　三人

第五條　團長ハ監軍ニ隷シ本團ノ軍紀風紀ヲ維持シ經理事務、召募事務及人事ヲ總轄シ歩兵生徒隊長ヲ兼ヌ〇第六條　副官ハ團中ノ庶務ヲ掌リ其下ニ准士官下士及陸軍屬若干員ヲ置ク〇第七條　病院長ノ職務ハ別ニ定ムル所ニ據ル〇第八條　本部ノ經理事務ハ歩兵生徒隊ノ一等軍吏之ヲ兼掌ス〇第九條　騎兵、野戰砲兵、工兵、輜重兵科ノ生徒隊長ハ經理事務、召募事務及人事ニ就テハ團長ニ隷シ教育上ニ就テハ各當該ノ兵監ニ隷ス〇第十條　各生徒隊長ハ教育ノ事ヲ掌リ士官及下士ヲシテ其諸科目ヲ分擔セシム〇第十一條　生徒修業中ハ被服食料ハ官費トシ學科用書籍材料ハ官給若クハ貸與シ且手當金若干ヲ給ス〇第十二條　本團生徒ノ學期ハ概ヲ毎年十二月ニ始リ各兵科ニ就キ其修業期限約ネ左ノ如シ

歩兵科　十六箇月
騎兵科　十八箇月
砲兵科　二十八箇月
工兵科　二十箇月
輜重兵科　十八箇月

第十三條　本團生徒ノ教育ハ之ヲ分テ教授及調育トシ其科目ハ歩兵科ニ在テハ團長騎兵、野戰砲兵、工兵、輜重兵科ニ在テハ各當該兵監ノ定ムル所ニ據ル〇第十四條　生徒隊ノ內務ハ概ヲ軍隊內務ノ規定ニ據ル〇第十五條　生徒入團ノ上ハ自己ノ情願ヲ以テ退團スルヲ許サス而シテ必ス陸軍ニ從事シ決シテ佗志ナキノ誓約ヲナサシム〇第十六條　生徒修業中ハ一切歸省休暇ヲ許サス而シテ行狀不正或ハ軍紀ヲ遵守セス或ハ屢々法則ヲ犯シ又ハ傷痍疾病ニテ生徒タルニ堪ヘ難ク若クハ卒業ノ目的ナキ者ハ退團セシム但傷痍疾病ニ係ル者ハ醫官ノ診斷ニ依テ處分ス〇第十七條　學期末ニ於テ生徒ノ終末試驗ヲ施行ス（事故アル者ハ試驗ヲ延期スルコトアリ）此試驗ニ及第

與シ二等軍曹ニ任ス〇第
迄ノ間ニ於テ各生徒
シ隊附勤務ヲ爲サシ
附則　第十九條
採用シタル者ニシテ
入團前ノ服役日數ヲ
備役ニ服セシム

〇內閣訓令第三號
官報購讀ノ義務ヲ有
ル官報ノ代價ハ從來
四月一日以降ハ前月
前納スルハ隨意トス
ル者アルトキハ官報
スヘシ

〇大藏省告示第十七
明治廿三年三月廿六日
二十一年度備荒儲蓄
略ス）

〇政府紙幣及銀行紙
明治廿三年三月廿六日
十三年二月二十八日
銀行紙幣流通高は六
十八錢二厘にして前
圓四十五錢を減せり

種　類
政府紙幣　一圓以
同　上　半圓
五十錢
小　計
銀行紙幣
總　計
前月流通高ト比較
內譯　政府紙幣　銀行紙幣

雜報

〇農商務省分析課
附屬すると云ふ

〇三間憲兵司令官
廿三日歸京せしよ付
解きたりと

〇運搬船の噸數並よ
せられたる郵船會社の
副社長吉川泰二郎、
之介の三氏と外一名
横濱を出帆し軍艦と
の噸數及船長は左の

薩摩丸　一、八六
新潟丸　一、九一〇
和歌浦丸　二、一九

〇歩騎兵の出發　近
頭は今廿七日横須賀
八日郵船會社の汽船

〇米國東洋艦隊
しが今度滿期となり
出帆したるよし

〇水交社の建物　は
上にて向ふ六箇月間

〇上州富岡製絲場
たるに付ては將來の
め一昨二十五日より
するみとゝなしたる

〇米倉氏の製絲場
廣瀨村に設立せし製